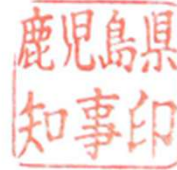


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市東区郷口町8番28号
氏 名 株式会社サンダイ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 出口栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和7年7月16日
許可の有効年月日 令和12年7月6日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、13号廃棄物

以上20種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更許可	平成14年9月17日	取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥、動植物性残さ」を追加
更新許可	平成15年7月7日	
更新許可	平成20年7月7日	
更新許可	平成25年7月7日	

複写厳禁